

■議案第19号 四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）が平成29年5月30日に施行されています。

個人情報保護条例の見直しについては、従前、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）において、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）等の内容を踏まえることとされています。

また、今回の個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、個人情報の保護に関する基本方針が一部変更され、個人情報保護条例の見直しに当たって、「特に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」ことが記載されました。

本議案は、これら法改正等の趣旨を考慮し、条例を改正するものです。

なお、非識別加工情報の提供に関する制度の導入については、県条例の改正状況等を踏まえ、今後、検討することとしています。

【改正内容】

1. 「個人情報」の定義の明確化

個人情報の定義を、「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）」とし、「個人情報」には、「個人識別符号」が含まれることを明確化します（なお、「個人識別符号」については、行政機関個人情報保護法第2条第3項において定義）。

2. 「要配慮個人情報」を定義

現在の条例においても配慮すべき個人情報としてその取扱いを定めていた、思想、信条、病歴等、社会的差別の原因となる恐れのある個人情報について、新たに「要配慮個人情報」として定義します。

3. 字句の修正

今回の改正に併せて、字句の修正を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【個人識別符号に関する補足】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（第2条第3項抜粋）

- 3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（抜粋）

（個人識別符号）

- 第3条 法第2条第3項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの
 - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ト 指紋又は掌紋
 - (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
 - (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
 - (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
 - (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
 - (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
 - (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第九条第二項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
 - (8) その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第3条 令第3条第7号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1） 令第3条第7号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号
- （2） 令第3条第7号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）
（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第4条 令第3条第8号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- （1） 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第1項及び第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- （2） 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- （3） 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- （4） 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- （5） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- （6） 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- （7） 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- （8） 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- （9） 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- （10） 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- （11） 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- （12） 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- （13） 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- （14） 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- （15） 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- （16） 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- （17） 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- （18） 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- （19） 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- （20） 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号